

保育園運営規程

重要事項説明書

令和 6 年 5 月

社会福祉法人 清志会

開 聞 保 育 園

運営規程 重要事項説明書

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう、乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本園は、開聞保育園と称する。

(所在地)

第3条 本園を鹿児島県指宿市開聞十町 2807 番地に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第4条 園に次の職員を置く。

- | | |
|------------|--------|
| (1) 園 長 | 1 名 |
| (2) 副園長 | 2 名 |
| (3) 主任保育士 | 1 名 |
| (4) 副主任保育士 | 1 名 |
| (5) 保育士 | 最低基準以上 |
| (6) 指導員 | 4 名 |
| (7) 調理員 | 2 名 |
| (8) 用務員 | 1 名 |
| (9) 事務員 | 1 名 |
| (10) 嘱託医 | 2 名 |

2 前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職員の資格)

第5条 職員は児童福祉施設最低基準第7条に該当する者のうちから理事長が任命する。ただし、保育士については、法第18条4に該当する保育士資格者であることを要する。

(職 務)

第6条 園長は園の業務を統括し、会計事務に従事する。

2 副園長は、園長を補佐し、園長に事故ある時は、その業務を代行する。

3 主任保育士は、園長及び副園長を補佐し、保育内容について保育士を統括

するとともに、小学校との連携・接続に関する業務を行う。

- 3 副主任保育士は、主任保育士を補佐し、保育内容について統括する。
- 4 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 5 指導員は、児童クラブ及び子育て支援センター及びファミリーサポートセンター等の事業に従事する。
- 6 調理員は、給食業務に従事する。
- 7 用務員は、園児送迎や園内外環境整備に従事する。
- 8 事務員は、会計業務や事務全般及び各担当を補佐する。
- 9 嘱託医は、児童の健康管理業務を行う。

(勤務の心得)

第7条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い、職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文 書

(文書の取扱)

第8条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第9条 文書は、常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第10条 備えるべき簿冊及び保存年限は別表の通りとする。

第4章 定 員

(利用定員)

第11条 本園の利用定員は次の通りとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 0歳児 | 6人 |
| (2) 1歳児及び2歳児 | 15人 |
| (3) 3歳以上児 | 24人 |

2 前項にかかわらず、入園待機児解消の為、上記定員を超えて18%を超えない範囲で受け入れることができるものとする。

- 3 この他、一時的保育利用児童の定員は、一日につき概ね2名とする。病児保育利用児童の定員は概ね2名とする。児童クラブ児童の定員は、概ね30名とする。

第5章 入園及び退園

(入 園)

- 第12条 「指宿市保育の実施基準」による保育に欠ける乳児又は幼児のうち、本園に入園を希望する場合は、指宿市指定の「保育所等入所申込書」及び「支給認定申請書」に必要事項を記載し、指宿市長に申し込むものとする。
- 2 本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、指宿市が入所希望者全員にわたり「指宿市保育の実施に関する条例施行規則」に沿ってその入所選考を行い、保育園と協議した上で決定するものとする。
- 3 定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることができる。
- 4 一時保育利用児童及び児童クラブ利用児童は本園に直接申し込みを行い、病児保育利用児童は本園及び国立病院機構指宿医療センターに申し込みを行い決定するものとする。

(退 園)

- 第13条 現に在園中の乳児及び幼児（以下「入所児」という。）が「指宿市保育の実施に関する条例施行規則」の保育の実施解除要件に該当する時は、保育の実施を解除し、保護者より退園届けを提出させ退園させるものとする。
- 2 私的契約児で理由なく保育料を2ヶ月以上滞納したとき。
- 3 一時保育利用児童、児童クラブ児童及び病児保育利用児童についてはその必要がなくなった時。

第6章 児童の処遇

(平等の原則)

- 第14条 本園は、入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的扱いをしない。

(保育時間)

- 第15条 通常保育時間は保育標準時間児童は7時～18時とし、保育短時間児童は9時～17時とし、それ以外の時間を延長保育時間とする。

(費 用)

第16条 保育料は指宿市長の定めた額とする。

- 2 延長保育登録児の延長保育料は、2号認定及び3号認定児童とも月額1,500円とする。また、一日登録の場合は1時間迄100円とし、以後30分毎に100円とする。
但し、市の規定や状況により、免除されるものを除く。
- 3 延長保育登録児以外の入所時の保育が18時以降に及ぶときは、保護者は100円を超過保育料として園に納めるものとする。
- 4 一時保育利用児童、病児保育利用児童及び児童クラブ利用児童の利用料金等は以下のとおりとする。

(1) 一時保育利用料金

- ア 5時間以内一回につき1,000円
- イ 5時間を超え8時間以内一回につき1,500円
- ウ 8時間を超えて30分につき50円(18時まで)
- エ 8時間を超えて30分につき100円(18時以降)

(2) 病児保育利用料金

- ア 5時間以内一回につき1,000円
- イ 5時間を超え8時間以内一回につき1,500円
- ウ 8時間を超えて30分につき50円(18時まで)
- エ 8時間を超えて30分につき100円(18時以降)

(3) 児童クラブ利用料金(月額)

- ア 4,000円(通常時)
- イ 4,500円(3月・4月・12月・1月)
- ウ 5,000円(7月)
- エ 6,000円(8月)

- 5 私的契約児の保育料は、保育単価及び市の補助基準を基準として、別に定める。
- 6 前項(1～5)に定めるもののほか、保育に於いて提供する便宜に要する費用として別表1に定める費用について、本園は保護者から実費の負担を受けるものとする。
- 7 前項に定めるもののほか、保育に於いて提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じた時は、金額、使途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得たうえで負担を求めることができる。

(開所時間)

第17条 開聞保育園の開所時間は、午前7時から午後6時までの11時間とする。

(延長保育事業)

第18条 保育標準時間児童は、午後6時から午後7時15分までの1時間15分を特別保育事業として延長保育を行い、平常の保育時間を超えて保育を希望する保護者の中から保育園が選考を行い保育を実施する。

2 保育短時間児童は午前7時から午前9時までと、午後5時から午後7時15分までを延長保育時間とする。

(一時預かり事業)

第19条 開聞保育園は、保護者が病気や出産、冠婚葬祭や家族の介護・看護、ボランティア活動やリフレッシュ等で日頃、家庭で保育をしている保護者の児童を一時的に預かり、保育を実施する。

2 一時預かり事業は、指宿市一時預かり事業実施要綱に準じて決定する。

(病児保育事業)

第20条 開聞保育園は、嘱託医や国立病院機構指宿医療センターと連携し、現に地域の保育園に入所中の児童で感染症等で保育園での集団保育が困難な期間、家庭に代わり、保育園内の病児ルームや指宿医療センター内の保育室(病児ルーム)で預かり、医師や看護師及び保育士で保育を行い、子どもの健康の回復を図る。

(児童クラブ事業)

第21条 開聞保育園は、地域の小学校に在籍する児童を放課後から夕方まで児童クラブで預かり、宅習や様々な体験活動を通じて異年齢交流の促進や生活指導を実施する。

2 児童クラブ事業は、指宿市放課後児童健全育成事業実施要綱並びに、開聞児童クラブ童夢の運営要綱に準じて決定する。

(子育て支援センター事業)

第22条 開聞保育園は、家庭で子育てしている保護者の育児支援のため、育児相談や子育てに関する講演会やサークル活動を実施する。

2 子育て支援センター事業は、指宿市地域子育て支援センター事業実施要綱に準じて決定する。

(ファミリーサポートセンター事業)

第23条 開聞保育園は、地域において育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者とを引き合わせ、育児に関し、相互援助活動を行うことにより安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。

2 ファミリーサポートセンター事業は、指宿市ファミリーサポートセンター事業実施要綱に準じて実施する。

(登園・降園)

第24条 登園並びに降園については原則として保護者が付き添うものとする。
但し、保護者による送迎が困難な時は、保育園と協議し、バスの利用もできる。

2 バスの利用に当たっては、別途、事故保険加入や誓約書の順守等を義務付け、安全に心がけ実施する。

(保育内容)

第25条 保育内容及び給食並びに健康管理については、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立てる。

(虐待等の禁止)

第26条 本園は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(3) 入所時の人権の保護、虐待の防止等ため必要な措置

2 職員は、入所児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(1) 殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に侵害を与える行為。

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。

(3) 食事を与えない又は無理に食べさせること。

(4) 入所時の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(5) 乱暴な言葉かけや入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(6) 廊下に出したり、強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(7) 性的な嫌がらせをすること。

(8) 当該入所児を無視すること。

(児童虐待防止法遵守)

第27条 職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関や指宿市に通報する。

(感染症対策)

第28条 開園保育園において、感染症又は食中毒が発生し、又は、まん延しな

いように次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を策定し、保育園危機管理マニュアルに沿って対応する。
- (2) 感染症又は、食中毒の予防及びまん延の防止の対策委員会を随意開催する。
- (3) 関係通知の遵守、徹底
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第29条 開園保育園は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために、事故発生に際して、保育園危機管理マニュアルに沿って適切な対応をするとともに日頃から事故防止に向けての体制を整備する。

(日課及び年間行事)

第30条 日課及び年間行事について別に定める。

(休日)

第31条 本園の休日については、開園保育園保育規則に定める。

(欠席)

第32条 入所児が欠席する場合には、保護者は口頭又は電話及びおたより帳等で保育園に届け出るものとする。

(休園)

第33条 入所児又は入所児の同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染する恐れがあると園長が認めた時は、休園を命じることができる。

(保護者との連絡・連携)

第34条 保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営や苦情意見報告等についておたよりやホームページ等で情報を開示し、保護者の協力を得るものとする。

- 2 年間の行事に際して、保護者会と職員で連携をとり、三者が一体となり、子どもの健全成長と子育て支援に寄与するものとする。

(健康管理)

第35条 園長及び職員は、常に入所児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員は毎月検便を実施するものとする。

(衛生管理)

第36条 本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、適時、大掃除を行うものとする。

(苦情対応)

第37条 保護者は、提供されたサービス等について苦情を申し出ることがで

きる。その場合、本園は、苦情受付マニュアルに沿って対応する。

(相互信頼関係の構築)

第38条 入所児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため、職員及び保護者は必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(秘密の保持)

第39条 保育園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 職員は、業務上知り得た入所児又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第7章 災害対策

(防災管理・災害対策)

第40条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策を立て、少なくとも毎月1回入所児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

第8章 雑 則

第41条 この運営規程の施行に際しては、社会福祉法人清志会の各種規程や規則並びに関係マニュアルと連動して実施するものとするが、これらの規程に該当しない事案等や軽微なことについては理事長に一任する。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 10 日より施行し、適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 20 日より施行し、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行し、適用する。

附 則

この規程は、令和元年 1 2 月 1 4 日より施行し、令和元年 1 0 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 2 8 日より施行し、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 1 9 日より施行し、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日より施行し、適用する。

別表 1 保育において提供する便宜に要する費用

項 目	対 象 児	内 容 等	金 額
主食費	3 歳以上児クラス	主食費(米代)	月額 500 円
副食費※	3 歳以上児クラス	副食の提供に要する費用	月額 4,800 円
絵本代	全園児	園児が読む絵本代	月額 350 円 ～450 円
教材費	1 歳以上児	園児が使用する道具代 (粘土・クレヨン・鋏等)	実費
行事費		遠足交通費・施設使用料	実費
制服代		制服・体操服等	実費

※ 国制度及び指宿市規定による副食費徴収免除対象児童を除く。

附 則

この別表 1 は、令和 6 年 5 月 25 日より施行し、令和 6 年 5 月 1 日より遡及して適用する。